

令和5年10月1日

## 相続登記の申請義務化の施行まで半年を迎えて（会長声明）

東京司法書士会  
会長 千野 隆 二

相続登記の申請義務化についての法改正が施行される令和6年4月1日まで半年を迎えました。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の復興事業が端緒となり、国内における所有者不明の土地の面積が九州の面積と同程度であることが判明しました。

所有者不明の土地の発生事由については様々な事象がありますが、最も多い事象は、相続登記がなされていないことであることも判明しました。

所有者不明の土地をこれ以上発生させない方策として土地基本法が改正され、土地所有者の責務が規定されました。これに併せて不動産登記法も改正がなされ、所有者不明の土地の発生を防ぐことを視野に、相続登記の申請が義務化されることになりました。

従来、不動産の権利に関する登記の申請には、法律上、申請の期限は定められておりませんでした。今般の改正により、相続登記については申請の期限が設けられることとなります。さらに、この申請の期限は、施行日である令和6年4月1日より前に発生していた相続についても適用となります。また、法律が定めた期限内に申請がなされない場合には、過料の制裁が発動される場合もあります。

このように今般の改正は、国民の皆様の生活に重大な影響を及ぼすものですので、国も「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」（令和5年6月6日所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議）において、司法書士等の専門家との連携等によって国民各層に行き渡る十分な周知を徹底すること

や、「経済財政運営と改革の基本方針2023について」（令和5年6月16日閣議決定。いわゆる「骨太方針」）においても、所有者不明土地等対策として、相続登記の申請義務化等に向けた国民への周知・広報、相談体制の強化を始めとする対応強化等をするを明記するに至っています。

当会は、相続登記の申請義務化が施行されることによる国民の皆様の混乱を防止するために、相続登記をすることが所有者不明土地問題の解消につながることを広く国民の皆様に知っていただくための周知活動を、法務省、法務局、自治体などと協働して行ってまいります。

また、私たち司法書士が、相続に関する問題を抱えた国民の皆様が相談したいときに様々な場所や方法で相談に応じられるよう、これまで以上に相談体制の強化と拡充を図ってまいります。

登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家である私たち司法書士は、その課された職責を自覚し、今般の法改正によって国民の皆様が不利益を被ることがないように、司法書士及び司法書士会は一丸となって活動し、所有者不明土地問題の解消に寄与していく所存です。

以上